

審 査 基 準

令和元年12月1日作成

法 令 名：道路交通法施行規則
根 拠 条 項：第30条の13第1項
処 分 の 概 要：運転経歴証明書の再交付
原権者（委任先）：石川県公安委員会
法 令 の 定 め：道路交通法施行規則第30条の13第2項（運転経歴証明書の再交付の申請）
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間：運転免許課へ申請した場合は当日、警察署及び分庁舎へ申請した場合は20日（行政庁の休日は含まない。）
申 請 先：石川県警察本部運転免許課免許係又は警察署の交通課若しくは分庁舎
問 い 合 わ せ 先：石川県警察本部運転免許課免許係 （電話 076-238-5901 内線 316）
備 考：